

米兵によるタクシー強盗致傷事件に関する意見書

去る1月7日午前3時40分ごろ、沖縄市美原三丁目付近でタクシーに乗っていた外国人の二人組みが、タクシー乗務員の男性を瓶のようなもので殴り、料金を支払わずに逃走したとして、在沖米海兵隊普天間基地所属の米海兵隊員二人が強盗致傷容疑で逮捕される事件が発生した。

今回の事件は安全であるはずの住宅街で発生しており、しかも、ウイスキー瓶や棒のような物で暴行するなど、悪質で凶悪な犯罪であり、長年、タクシー乗務員としてまじめに働いてきた被害者の心中を察すると、断じて許せるものではない。

このような米兵による事件は過去にも幾度となく発生しており、今回の事件以外にも本市においては、米兵によるわいせつ事件や強盗致傷事件、米軍構成員家族による強姦致傷事件等、米軍基地に起因する事件・事故が多発し、基地周辺住民はもとより市民・県民は不安と恐怖に陥っている。

沖縄市議会においては、これまでも米軍人の事件・事故に対し、国や米軍当局に厳重に抗議したにもかかわらず、抜本的な解決に至らないばかりか、依然として米軍人の犯罪は続発しており、実効性のない米軍の対応に不信感は拭い去ることができない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・人権を守る立場から、米兵によるタクシー強盗致傷事件に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属・家族への綱紀粛正及び教育を徹底的に行うなど実効ある再発防止策について万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年1月16日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣	外務省沖縄担当大使
沖縄及び北方対策担当大臣	沖縄防衛局長		